

Title	最高裁判所判決と計量経済モデルによる第1次オイルショック時日本経済の再考察
Sub Title	Reconsideration of Japanese economy in the period of the first oil price shock using the supreme court precedents and an econometric model
Author	牧, 厚志(Maki, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2017
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.60, No.1 (2017. 4) ,p.17- 43
JaLC DOI	
Abstract	消費者の求めた石油元売り業者に対する損害賠償請求事件の最高裁判所判決を計量経済モデルによって再検討する。統計的な考察からえられるものではあるが、ベクトル自己回帰モデルによってえられた結論は鶴岡灯油事件の最高裁判所判決と矛盾しない。多様化する経済社会における紛争を解決するためには、法学と経済学の共同作業が今後さらに必要性を高めるのではないだろうか。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20170400-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最高裁判所判決と計量経済モデルによる 第1次オイルショック時日本経済の再考察*

牧 厚 志

<要 約>

消費者の求めた石油元売り業者に対する損害賠償請求事件の最高裁判所判決を計量経済モデルによって再検討する。統計的な考察からえられるものではあるが、ベクトル自己回帰モデルによってえられた結論は鶴岡灯油事件の最高裁判所判決と矛盾しない。多様化する経済社会における紛争を解決するためには、法学と経済学の共同作業が今後さらに必要性を高めるのではないだろうか。

<キーワード>

石油ヤミカルテル事件、鶴岡灯油事件、計量経済分析、ベクトル自己回帰モデル

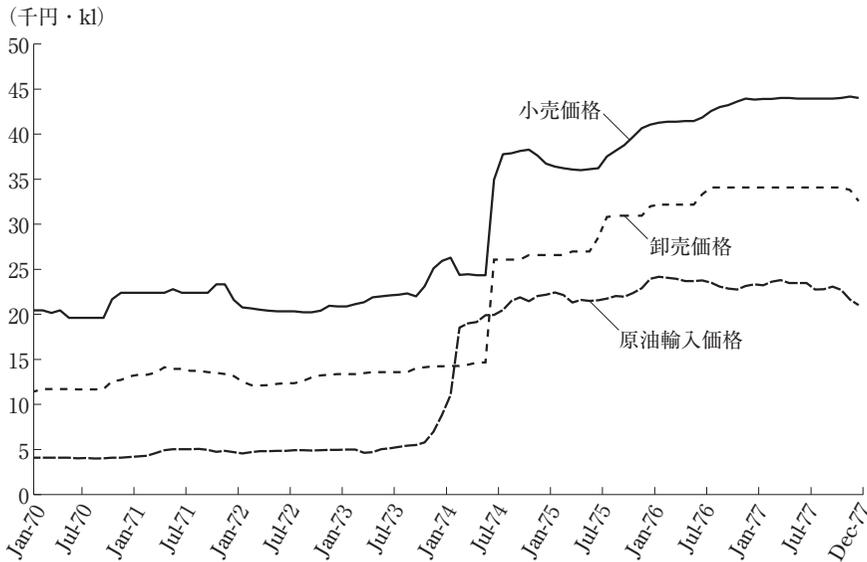
1. はじめに

第2次世界大戦後の世界経済においてエネルギー源として石油の役割は大きかった。石油以前の主要なエネルギーは石炭であったが、石油は石炭に比べ熱効率がよく、運搬が容易であり、廃棄物の処理も石炭よりは簡単であった。このような理由から先進工業国ではエネルギーを石炭から石油に転換したのである。しかし1970年代にはいると、原油産油国は原油資源の枯渇を不安視するようになった。そして今から40年以上前の昭和48年（1973年）に第1次オイルショックが起こった。昭和48年10月に石油輸出機構（OPEC）加盟国のうちペルシャ湾沿岸6か国が原油価格を21%引き上げることを決定し、同時にアラブ石油輸出機構10か国（OAPEC）が石油の減産措置¹⁾を決定した。

* 本研究はJSPS科研費26380368（研究代表者：牧厚志）から研究助成を受けており、西川理恵子、六車明両氏との間で長年行ってきた様々なディスカッションに負っている。

1) この決定以前に石油元売り業者は価格カルテルを組んだことが高等裁判所判決からわかっている。記録によれば、(1) 昭和47年12月の会合で昭和48年1月からの値上げ、(2) 昭和48年1月の会合で昭和48年2月

図1 原油価格、灯油卸売価格、灯油小売価格



日本では、昭和48年12月に石油需給適正化法に基づく緊急事態宣言をした。この宣言は昭和49年8月に解除されたが、この間の昭和49年3月には政府が石油製品価格について全油種平均で62%の標準価格引上げを閣議で了承した。家庭用の灯油については昭和49年4月の値上げは据え置きとなったが、2か月後同年6月には据え置きが解除された。図1は昭和45年1月から昭和52年12月までの原油輸入価格、灯油の卸売価格、小売価格（全国平均）の月別の変動を示している。

原油価格高騰により日本経済は大きな打撃を受けた。洗剤やトイレット・ペーパーの買いだめ行動が起こり、「狂乱物価」といわれた消費者物価の高騰が起こった。この事件を契機として、「奇跡」といわれた日本の高度経済成長期は終わった。経済全体としては財・サービスの市場価格の高騰に加え実質GDPも減少し「スタグフレーション」という事態を招いたのであった。

第2節では、最高裁判所判例によって、第1次オイルショック時に起こった石油元売業社12社に対する独占禁止法違反に関する裁判とそれに伴う消費者の損害賠償請求裁判について検討する。当時、公正取引委員会が石油連盟と石油製品元売業者に対して独占禁止法違反の告発を行い、さらに消費者からカルテル価格に対して損害賠償請求を求める裁判があったのである。特に資料が豊富な後述する「鶴岡灯油事件」をみると、損害賠償請求の期間は、鶴岡生協から購入した灯油に関しては昭和48年7月から49年3月まで、鶴岡生協以外の小売店から購入した灯油に関する損害賠償請求期間は昭和48年3月から49年4月までであった。最高裁判所判決は、石油連盟に対する数量調整について無罪、石油元売業者の価格カルテルについて有罪であった。この判決を踏ま

4 月からの値上げ、(3) 昭和48年7月の会合で昭和48年8月からの値上げ、(4) 昭和48年9月の会合で昭和48年10月からの値上げ、(5) 昭和48年11月の会合で昭和48年11月からの値上げを検討していたことがわかる。

えて消費者グループは、価格カルテルによって小売価格が不当に値上げされたのだから、その差額分について石油元売業者に返還を求めるといった裁判を起こした。最高裁判所まで行かず途中で終了した裁判や和解したケースもあったが、最高裁判所の判断を求めた裁判は「東京灯油事件」と「鶴岡灯油事件」の2例があった。特に「鶴岡灯油事件」では高等裁判所が消費者の言い分を認め、石油元売業者に損害賠償を求めた判決であった。しかし最高裁判所判決では、両事件とも消費者の請求が棄却されたのである。本論文で使う判決は以下のとおりである。

[1] 石油ヤミカルテル事件

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件〔石油カルテル（生産調整）事件〕」（昭和49年（の）1号，昭和55年9月26日，東京高等裁判所判決），『判例タイムズ』no 434，1981年1月，86頁。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件〔石油カルテル（価格協定）事件〕」（昭和49年（の）2号，昭和55年9月26日，東京高等裁判所判決），『判例タイムズ』no 434，1981年1月，86頁。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件」（昭和55年（あ）第2153号，昭和59年2月24日，第2小法廷判決），刑集38巻4号，1287頁。

[2] 東京灯油事件

「損害賠償請求事件」（昭和56年（行ツ）第187号，昭和62年7月2日，第1小法廷判決），民集41巻5号，785頁。

[3] 鶴岡灯油事件

「損害賠償請求事件」（昭和60年（オ）第933号，平成元年12月8日，第2小法廷判決），民集43巻11号，1259頁。

時間の経緯からみると、石油ヤミカルテル事件の最高裁判所判決は昭和59年2月24日、東京灯油事件のそれは昭和62年7月2日、鶴岡灯油事件のそれは平成元年12月8日である。そして鶴岡灯油事件の判決後の数年にわたり、法学者や弁護士等による判決に関する評論が雑誌等でなされた。

第3節では、その中のいくつかの論文について検討する。一連の論文の中で、元売業者のカルテル行為と消費者の灯油購入価格との間の因果関係と損害額の立証について、統計理論を応用した計量経済分析による方法を提案した論文があった。しかし当時の状況では、計量経済モデルを推定するまでにはいかなかった。この点に関して、アメリカ合衆国で行われた計量経済学の利用についてもあわせて紹介する（Fisher（1980）、Rubinfeld and Steiner（1983）、Rubinfeld（1985）等参照）。

第4節では、今回の事件の損害額の立証について統計分析及び計量経済分析を行う。そして第5節では本論文のまとめをする。そこで、統計・計量経済理論に基づく実証分析によってえられた知見が、法学に将来的にどのような形で利用可能であるかについて検討する。

2. 審決と判決

事件の発端は、公正取引委員会が昭和49年に石油元売業者12社と石油連盟にだした勧告である。しかし公正取引委員会が昭和49年に初めて石油業界に対して勧告をだしたわけではない。公正取引委員会は石油業界に対して昭和25年以來いろいろな場面で勧告をだしていた。そして昭和40年代になると、石油元売業者ばかりでなく、石油卸売業者の組合である各県で組織された石油商業組合²⁾に対しても公正取引委員会から勧告がだされている。

当該事件に関する勧告は二つあり、その一つは昭和49年（勸）第6号「A（株）ほか石油製品販売業者11名に対する件」である。その主文は、

一 A 株式会社, B 株式会社, C 株式会社, D 株式会社, E 株式会社, F 株式会社, G 株式会社, H 株式会社, I 株式会社, J 株式会社, K 株式会社及びL 株式会社は、昭和48年11月上旬ごろに行った石油製品の販売価格の引上げに関する決定を破棄しなければならない。

二 以下略。

また別の勧告は昭和49年（勸）第7号「石油連盟に対する件」で、その主文は、

一 石油連盟は、昭和48年10月上旬ごろに行った原油処理量に関する決定を破棄しなければならない。

二 以下略。

石油元売業者12社及び石油連盟は東京高等裁判所に控訴した。それぞれ「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件」における「石油価カルテル価格協定事件」と「石油カルテル生産調整事件」とよばれる。石油カルテル生産調整事件の主文は以下であった。

被告人石油連盟、被告人 a、被告人 b は、いずれも無罪³⁾。

また、石油カルテル価格協定事件の主文は、

被告人 c 及び同 d をいずれも懲役10月に、同 e、同 f、同 g、同 h、同 i、同 j 及び同 k をいずれも懲役4月に、同 l、同 m、同 n、同 o 及び同 p をいずれも懲役6月にそれぞれ処する。

被告会社 A 株式会社及び同 B 株式会社をいずれも罰金250万円に、同 C 株式会社を罰金150万円に、同 D 株式会社、同 E 株式会社、同 F 株式会社、同 G 株式会社、同 H 株式会社、同 I 株式会社、同 J 株式会社、同 K 株式会社及び同 L 株式会社をいずれも罰金200万円にそれぞれ処する。

2) 例えば昭和41年には茨城県石油商業組合、昭和45年から48年にかけては山口県石油商業組合伊部支部、福島県石油商業組合福島支部、東京都石油商業組合八王子支部、佐賀県石油商業組合、富山県石油商業組合、長野県石油商業組合飯田支部、愛知県石油商業組合、広島県石油商業組合福山支部、新潟県石油商業組合、北海道石油商業組合苫小牧支部、山形県石油商業組合鶴岡支部、熊本県石油商業組合等に対して公取法8条1項1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限すること）違反を勧告している。

3) 英大文字は石油会社名、英小文字は個人名である。

以下略。

石油元売業者は上告し、最高裁判所は昭和59年2月24日に判決した。主文は、
原判決中、被告人C株式会社、同H株式会社及び同cに関する部分を破棄する。
右被告人らは、本件各公訴事実につき、いずれも無罪。
その余の被告人らの本件上告を棄却する。

この裁判と同時期に消費者から損害賠償請求裁判が起こされた。その理由は、元売業者がカルテル価格協定を結んだことにより灯油の価格が引上げられた。それによって、もしカルテル価格がなければより安い価格で灯油が購入できたはずであるから、その差額を請求するというものであった。最高裁判所まで持ち込まれた裁判は「東京灯油裁判」と「鶴岡灯油裁判」とよばれる。東京灯油裁判は、1審判決が昭和56年7月17日に東京高等裁判所で、また最高裁判所判決が昭和62年7月2日にされた。高等裁判所判決の主文は、
原告らの請求を棄却する。
訴訟費用は原告らの負担とする。

また、最高裁判所判決の主文は、
本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

一方、鶴岡灯油事件の1審は山形地方裁判所鶴岡支部で行われ、昭和56年3月31日に判決された。主文は、

- 一 別紙原告目録記載の原告らの本訴請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は同原告らの負担とする。

2審は仙台高等裁判所秋田支部で行われ、昭和60年3月26日に判決された。その主文は、
第一 原判決中、被控訴人石油連盟を除くその余の被控訴人らに関する部分を次のとおり変更する。

1. 被控訴人B株式会社、同A株式会社、同F株式会社、同I株式会社、同E株式会社、同K株式会社、同D株式会社、同L株式会社、同M株式会社、同G株式会社、同H株式会社、同C株式会社は、連帯して、別紙選定者目録(1)ないし(17)記載の選定者ら及び控訴人q、同rに対し、別紙計算表その1、その2の各人(各選定者目録中訴訟継承した人に対しては被承継人名で記載の分)に対応する損害額欄記載の各金員並びに同計算表その1の整理番号1ないし339、同計算表その2の整理番号1ないし24の各損害額欄記載の各金員に対する被控訴人D株式会社、同L株式会社、G株式会社についてはいずれも昭和49年12月11日から、被控訴人B株式会社、同A株式会社、同F株式会社、同I株式会社、同K株式会社、同M株式会社、同C株式会社に

については、いずれも同年同月12日から、被控訴人H株式会社については同年同月13日から、被控訴人E株式会社については同年同月14日から各完済まで年5分の割合による金員、同計算表その1の整理番号340ないし1581、同計算表その2の整理番号25ないし53の各損害額欄記載の各金員に対する昭和50年2月25日から各完済まで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

2. 控訴人q, 同rを除くその余の控訴人(選定当事者)らの、被控訴人石油連盟を除くその余の被控訴人らに対するその余の請求をいずれも棄却する。

第二 控訴人らの被控訴人石油連盟に対する本件控訴を棄却する。

第三 控訴費用は、控訴人らと被控訴人石油連盟との間の控訴費用は控訴人らの負担とし、控訴人らの被控訴人石油連盟を除くその余の被控訴人らとの間においては第1, 2審を通じて控訴人らに生じた費用の2分の1を被控訴人石油連盟を除くその余の被控訴人らの連帯負担とし、その余の費用は各自の負担とする。

第四 この判決は第1項の1に限り仮に執行することができる。

被控訴人であった石油元売業者は最高裁判所に上告した。そして平成元年12月8日に判決された。主文は、

- 一 原判決中被上诉人q及び同rに関する部分並びにその余の被上诉人らについての上告人ら敗訴部分を破棄し、右各部分につき右被上诉人らの控訴をいずれも棄却する。
- 二 別紙選定者目録(1)から同(17)までに選定当事者として表示された各被上诉人らは、それぞれ上告人A株式会社に対し、各同目録記載の各選定者ら負担に係る同目録返還金額欄記載の各金員及びこれに対する昭和60年3月30日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 三 第1項に関する控訴費用及び上告費用は同項掲記の被上诉人らの負担とし、前項の裁判に関する費用は同項掲記の被上诉人らの負担とする。

一連の判決で興味ある点は(1)公正取引委員会がだす勧告審決、同意審決、審判審決の法的拘束力の違い、(2)カルテル価格協定による卸売価格上昇と小売価格上昇の因果関係と推定される損害額の大きさについての立証責任と立証方法である。これらの点について、鶴岡灯油事件の高等裁判所判断と最高裁判所判断の相違並びに東京灯油事件の最高裁判所判断によって以下で検討する。

2.1 勧告審決の効力について

鶴岡灯油事件の高等裁判所判決をみると、「勧告審決とその余の審決の間には審決に至る過程の相違により推定の程度に強弱があるにしても、反証のない限り、公取委の審決がなされたことによって、その認定した違反事実の存在が事実上推定されるものというべきである。」(民集43巻11号、1588頁)。

一方、鶴岡灯油事件の最高裁判所判決では、「勧告審決は勧告の応諾を要件とするものであって、違反行為の存在の認定は要件とされていないものであることからみて、その有する事実上の

推定の程度は、違反行為に関する公正取引委員会の証拠による事実認定を要件とする審判審決や被審人の違反行為事実の自認を要件とする同意審決に比して、相対的に低いものであり（前記第3小法廷判決、最高裁昭和56年（（行ツ）第178号昭和62年7月2日第1小法廷判決・民集41巻5号785頁参照）、また、勧告の応諾が、審判手続きや審決後の訴訟等で争うことの時間的、経済的損失あるいは社会的影響に対する考慮等から、違反行為の存否とかかわりなく行われたことが窺われるときは、勧告審決が存在するとの事実のみに基づいて、その審決書に記載された独占禁止法違反行為が存在することを推認することは許されないものと解するのが相当である。」（民集43巻11号、1266頁）。また「記録によると、上告人らは、原審において、本件勧告審決の前提としての勧告の応諾がされた当時の石油業界をめぐる経済的社会的情勢を詳細に主張し、上告人ら石油元売12社としては、決して独占禁止法違反行為を認めたために勧告を応諾したのではなく、右の情勢からみて勧告の応諾を拒否して審判・訴訟で争うのは石油業界の置かれた状況を悪化させることになって得策ではなく、勧告を応諾したとしても同法違反行為を認めることにはならないから勧告を応諾したほうがよいという通産省当局による強力な慫慂があり、また、同法違反行為の存否を長い時間、多大の費用をかけて争うことによるデメリットを考慮し、その結果、勧告を応諾したものであることを主張し、かつ、これに沿う証拠を提出しているが、この証拠によれば、右主張事実、すなわち、上告人らのした勧告の応諾は、違反行為の存否とかかわりなく行われたことが窺われるから、前記1の説示に照らし、本件勧告審決が存在するとの事実のみに基づいて、審決書に記載された上告人ら石油元売12社による本件各協定の締結という独占禁止法違反行為が存在することを推認することは許されないことになるものというべきである。しかるに、原審は右事情の存在につきなんらの判断を加えることなく、前記のとおり事実上の推定を働かせて同法違反行為の存在を推認しているのであるから、この点において、原判決は、法令の解釈適用を誤り、ひいては理由不備の違法を犯したものである。右違法という論旨は理由があり、原判決中被告上告人q及び同rに関する部分並びにその余の被告上告人らについての被告上告人らの敗訴部分は、この点において破棄を免れないものというべきである。」（民集43巻11号、1269頁）。

勧告審決の拘束力について、東京灯油事件の最高裁判所判決は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）25条の規定による損害賠償に係る訴訟については、法80条1項のような規定を欠いており、また、いわゆる勧告審決にあつては、公正取引委員会による違反行為の認定はその要件ではないから、本件審決の存在が違反行為の存在を推認するについて一つの資料となり得るといふことはできても、それ以上に右審決が違反行為の存在につき裁判所を拘束すると解することはできない（最高裁昭和50年（（行ツ）第112号同53年4月4日第3小法廷判決・民集32巻3号515頁）。右と同旨の原審の判断は正当であり、論旨は採用することができない。」（民集41巻5号、786頁）。

2.2 因果関係について

鶴岡灯油事件における高等裁判所判決を検討する。判決では、「一般に不法行為訴訟の場合においては加害者と損害発生との因果関係については被害者においてこれを主張、立証すべき責任

があるが、もとより訴訟上の因果関係は法的評価としての因果関係の存否であるから、経験則に照らし、全証拠に基づいて特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明すれば足りる（最高裁判所昭和50年10月24日第2小法廷判決、民集29巻9号1417頁参照）のであり、その立証の方法として具体的な数個の間接事実を立証し、これを前提として経験則による事実上の推定を通して右の因果関係を立証することも、もとより是認しうる場所である。

本件は被控訴人元売12社の価格協定に基づく元売仕切価格の引上げと小売価格の上昇との間の因果関係を問うものであるが、価格協定は本来自由であるべき商品取引市場において業者間の価格競争を制約し、商品価格の維持ないし引上げの効果をもたらす経済現象であり、価格協定に基づく元売仕切価格の引上げがあれば、2次卸店（特約店、副特約店等）は経営を圧迫されるために多少の時間的な遅れはあっても結局はこれを卸売価格に転嫁し、こうして価格転嫁が順次末端まで及ぶのが通常の場合であり、価格協定はそのような効果を予定して締結されるものと考えられる。何故ならもし価格協定が流通の各段階に浸透して容易に末端まで影響を及ぼすほどのものでないならば、特約店等の抵抗により協定による目標価格の実現が困難となり、協定の実効性が乏しいものとなるからで、成算なしの価格協定の締結は特殊な場合を除き無意味だからである。

ところで前掲甲第48号証によれば、石油業界は本件当時元売会社から小売店に至る元売会社の系列化が他の業種にみられないほど進行していたことが認められ、右の状態を基盤として元売会社が傘下の特約店に対し価格の面で、その程度の強弱はともあれ、ある種の指導、介入をしていたものと推認されるところ、成立に争いのない甲第122号証（被控訴人G下関営業所から特約店宛の『10月以降石油製品値上げの件』と題する文書）に、製品毎の仕切価格の値上げを実施するので『小売価格の値上げ実施を御願ひ申し上げます。尚来年1月以降中間留分を中心として更に値上げを御願ひせねばならぬ見通しにありますので、小売価格の引上げ幅は、これを十分考慮して、実施下さる様御願ひ申し上げます。』との記載があることはその一端の顕われにほかならないし、通産省において46年4月の10セント負担の行政指導以来国民生活安定の見地から特に白灯油への価格転嫁による一般消費者に対する影響を考慮し、強力な価格抑制政策をとった経緯も右のような流通の実態を背景としたものと考えられる。その意味で『総理府統計局の調査による我が国主要都市における揮発油及び民生用灯油の小売価格の推移は、別表の通り（本判決においては右別表の引用を省略する。）であるが、昭和48年1月以降同49年3月までのこれらの価格の上昇は、右審決において認定された被控訴人らの独禁法に違反する行為が一因であることは疑いないと考えられる。けだし、被控訴人らの販売する価格が上昇すれば、それを契機として、小売価格の引上げが行われることは、当時、石油製品販売業界において顕著な現象であったからである。』との公取委の意見書（甲第28号証）は業界の実情に通暁した専門機関の見解として傾聴に値するものというべきであろう。

以上諸般の事情を勘案し、被控訴人元売12社の販売シェアが当時約85%であったことも考慮して元売仕切価格の引上げと小売価格の上昇との間の因果関係の主張、立証責任の分配について考えてみると、控訴人らにおいて

(i) 被控訴人元売12社が価格協定に基づいて白灯油ないし民生用灯油の元売仕切価格を引き上

げたこと

(ii) その後右協定の影響の下にあると認められる時間的、場所的範囲内において控訴人らが右灯油を購入した小売店の小売価格が上昇していること

の二つの事実を主張、立証すれば、右の因果関係は事実上推定されるのであって、被控訴人らとしては右推定を覆えすためには価格協定に基づく元売仕切価格の引上げ以外の他の原因によって小売価格が上昇したものであることを立証しなければならないものと解するのが相当である。」(民集43巻11号, 1632頁)。

鶴岡灯油事件の最高裁判所判決の前に時系列的には早い東京灯油最高裁判所判決を検討すると、「元売業者の違法な価格協定の実施により当該商品の購入者が被る損害は、当該価格協定のために余儀なくされた余計な支出であるから、本件のような最終の消費者が右損害を被ったことを理由に元売業者に対してその賠償を求め得るためには、当該価格協定に基づく元売仕切価格の引上げが、その卸売価格への転嫁を経て、最終の消費段階における現実の小売価格の上昇をもたらしたという関係が存在していることのほかに、かかる価格協定が実施されなかったとすれば、右現実の小売価格より安い小売価格が形成されていたといえることが必要であり、このことはいずれも被害者たる消費者において主張立証すべき責任があるというべきである。もっとも、この価格協定が実施されなかったとすれば形成されていたであろう小売価格(以下『想定購入価格』という)は、現実には存在しなかった価格であり、一般的には、価格協定の実施前後において当該商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、協定の実施直前の小売価格をもって想定購入価格と推認するのが相当であるといえるが、協定の実施以後消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因の変動があるときは、協定の実施直前の小売価格のみから想定購入価格を推認することは許されず、右小売価格のほか、当該価格商品の価格形成上の特性および経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を検討してこれを推計しなければならない。」(民集41巻5号, 787頁)。

また、鶴岡灯油事件上告理由の第九点損害の不発生(民集43巻11号, 1330頁)について、最高裁判所の判断は、「1 本件のような石油製品の最終消費者が、石油元売業者の違法な価格協定の実施により損害を被ったことを理由に石油元売業者に対してその損害を求めるためには、次の事実を主張・立証しなければならないものと解される。

まず、(一) 価格協定に基づく石油製品の元売仕切価格の引上げが、その卸売価格への転嫁を経て、最終の消費段階における現実の小売価格の上昇をもたらしたという因果関係が存在していることが必要であり、このことは、被害者である最終消費者において主張・立証すべき責任があるものと解するのが相当である(前記昭和62年7月2日第1小法廷判決参照)(著者注:東京灯油裁判)。

次に、(二) 元売業者の違法な価格協定の実施により商品の購入者が被る損害は、当該価格協定のため余儀なくされた支出分として把握されるから、本件のように、石油製品の最終消費者が石油元売業者に対し損害賠償を求めるには、当該価格協定が実施されなかったとすれば、現実の

小売価格（以下『現実購入価格』という。）よりも安い小売価格が形成されていたといえることが必要であり、このこともまた、被害者である最終消費者において主張・立証すべきものと解される。もっとも、この価格協定が実施されなかったとすれば形成されていたであろう小売価格（以下『想定購入価格』という。）は、現実には存在しなかった価格であり、これを直接に推計することに困難が伴うことは否定できないから、現実には存在した市場価格を手掛かりとしてこれを推計する方法が許されてよい。そして、一般的には、価格協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に当該商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該価格協定の実施直前の小売価格（以下『直前価格』という。）をもって想定購入価格と推認するのが相当であるということができ、協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因の変動があるときは、もはや、右のような事実上の推定を働かせる前提を欠くことになるから、直前価格のみから想定購入価格を推認することは許されず、右直前価格のほか、当該商品の価格形成上の特性および経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討してこれを推計しなければならないものというべきである（前記第1小法廷判決参照）。更に、想定購入価格の立証責任が最終消費者にあること前記のとおりである以上、直前価格がこれに相当すると主張する限り、その推認が妥当する前提要件たる事実、すなわち、協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないとの事実関係は、やはり、最終消費者において立証すべきことになり、かつ、その立証ができないときは、右推認は許されないから、他に、前記総合検討による推計の基礎資料となる当該商品の価格形成上の特性および経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因をも消費者において主張・立証すべきことになると解するのが相当である。」（民集43巻11号、1270頁）。

3. 一連の判決に関する論争

このようにして、灯油を巡る消費者の損害賠償請求事件は消費者の敗訴となった。しかしこの事件は法学者の間でも大きな論争を生み出した。⁴⁾

金子（1990）は、「今回の最高裁判決により、独禁法違反行為に対する消費者の損害賠償請求が実際には不可能であることが確定したように思われる。」（19頁参照）。また、正田（1990）は、「被害者、とりわけ消費者にとって、事業者間カルテルの存在を立証することはほとんどの場合

4) このような一連の判決に対して法律学者からの意見等があった。『法律時報』（62巻3号、1990年3月）では「特集一鶴岡灯油訴訟最高裁判所判決」を組み、「灯油裁判と最高裁」（正田彬）、「鶴岡灯油訴訟最高裁判決の検討—損害論を中心に—」（実方謙二）、「最高裁判決における事実認定過程の検討—控訴審判決と対比して」（宮本康昭）がある。また『公正取引』（473号、1990年3月）でも「特集 最近の損害賠償請求事件最高裁判決」の中で、一つの座談会と二つの論文を掲載している。座談会は「独占禁止法違反行為を請求原因とする損害賠償請求訴訟—鶴岡灯油事件最高裁判所判決を契機として—」（参加者：実方謙二・正田彬・平井宣雄・糸井省吾）、「鶴岡灯油損害賠償事件最高裁判決をめぐって—事実上の推定力を中心に—」（金子晃）、「鶴岡灯油訴訟最高裁判決の問題点」（谷原修身）などがあった。参考文献に上記以外の論文もまとめて紹介した。

に不可能である。本件および東京灯油裁判において、下級審の段階で、カルテルについて、確定判決の存在とは別個の立証をとおしてある程度の立証が可能であったのは、損害賠償請求訴訟と同時に進行していた、同じ石油元売業者のカルテルに対する刑事裁判において検察側が提出した検察官面前調書の援用が認められたという、全く例外的かつ偶然の条件によるものであって、このような条件は、一般の独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求訴訟においては予定しえない。とりわけ、不当な取引制限に該当するカルテルの場合には、公正取引委員会による立証の困難さが問題となっているのであって、これを、なんらの調査権を持たない被害者、とりわけ消費者に求めることは、不可能を強い、ひいては損害賠償請求自体を否定することにもなる。」(10頁参照)。

これら消費者の損害賠償請求額を推定するうえでの困難を打開する提案が伊藤(1990a, b)にあり、統計学的立証方法、特に回帰分析の可能性を検討している。統計的立証方法については、川浜(1991)にも紹介されている。

アメリカ合衆国においても判例評釈に回帰分析の結果を紹介した分析例が法律の専門雑誌にある。Fisher(1980)、Rubinfeld(1985)は回帰分析の方法、推定結果の読み方、仮説検定等について説明しているが、経済理論と法律の対応という点について今後さらに検討する余地があるだろう。また、上記の2論文以外にもいくつかを参考文献として紹介したが、リスト自体がまだ不十分であることは否めない。

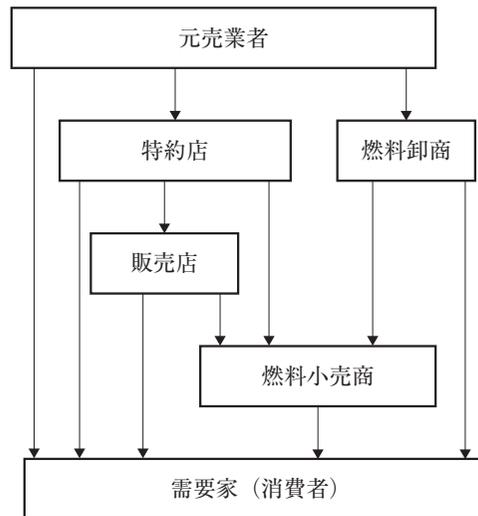
4. 統計的方法による検討

裁判記録を基礎資料とし、経済理論・統計理論を適用する際には、経済学者が通常行っている分析手順以上に注意を要する点がいくつかある。第1点は、裁判では具体的な消費者と具体的な元売業者が原告と被告であることである。鶴岡の消費者は販売店(生協)と燃料小売商から灯油を購入していた。また、販売店や燃料小売商は卸売業者を通じ、間接的に元売業者から灯油を仕入れていた。したがって原告(消費者)と被告(元売業者)の間には卸売市場と小売市場が介在している。民事裁判において通常の場合には、特定の個人(あるいは特定の企業)と特定の個人の間での紛争が扱われるが、今回の場合には特定の企業と特定の個人の間にも市場が存在するのである。この点をどのようにクリアーするかが第1点である。灯油の流通経路を『石油便覧』によって図示すると図2のようになる。

注意を要する第2点は、現実の最終消費者と小売業者の間の取引は「相対取引」であることである。小売業者と消費者の取引は、灯油ばかりでなく多くの商品がそうであるように、店頭において相対で行われる。例えば、今回の事件の商品である灯油を個人が購入する場合は、消費者は

5) 『法律時報』と『公正取引』の座談会や各論文は鶴岡灯油事件を独禁法と民法の立場から検討を行っていたのに対し、伊藤(1990 a, b)は鶴岡灯油事件や東京灯油事件も含め、医療過誤訴訟や公害訴訟までに及ぶ代表的な損害賠償訴訟における因果関係の立証と損害賠償額の問題に着目している。この論文では「統計的立証」の可能性を示唆しており、計量経済学専攻の経済学者にも問題解決方法について考える余地を与えたものである。ただし、鶴岡灯油事件と東京灯油事件における結末を得るためには、いくつか越えなければならないハードルがある。民事訴訟法248条(損害額の認定)制定は、鶴岡灯油事件が一つのきっかけにもなった。

図2 灯油の流通経路



小売店で灯油を購入する。そこでは消費者と小売店の間で一對一の取引、つまり相対取引となる。そこでは両者の交渉により、一定の範囲内ではあるがさまざまな取引価格が成立する。その結果、日常経験からも容易に想像できるように、消費者が当該商品を購入するときの価格は経済学で仮定する「一物一価」ではない。

また現実の卸売市場でも、例えば魚市場でも青果市場でも経済学が想定するような取引方法は採用していない。典型的な取引の例は、供給者から売ることを頼まれたセリ人が大量にある同種類の商品の中から一つの商品を取り出し、その商品を需要者に見せてセリを行う。そこで一番高い値を付けた需要者にその商品を売る。そして次に別の商品のセリを行う。最終的な当該商品の取引価格が公表されるが、それは当日に取引されたすべての商品の加重平均値である。このようにして現実の市場では時間の流れの中で相対取引によって次々と取引が成立していくのである。

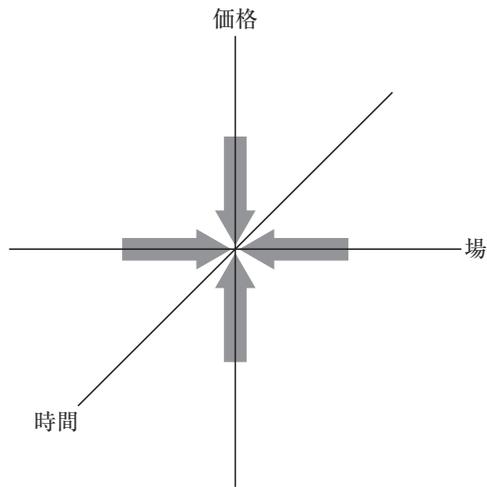
4.1 経済学における「一物一価」の重要性

公取法違反事件を扱った裁判にはよく「一物一価」という用語がつかわれる。一方で、今回のような消費者からの損害賠償請求事件のように卸売市場と小売市場を介在する事件においては、小売市場における「一物一価」が現実的には起こりえないのではないかという疑問が生じる。それは「同一の商品であっても小売価格は小売店ごとに違っている」という日常経験に基づいているからである。そして一般的には、小売店では商品に価格のラベルがついており、消費者が価格を交渉する余地はなく、消費者は購入したい商品について当該小売店で購入するかあるいは購入⁶⁾しないで別の小売店に行くか⁶⁾の意思決定をするだけである。

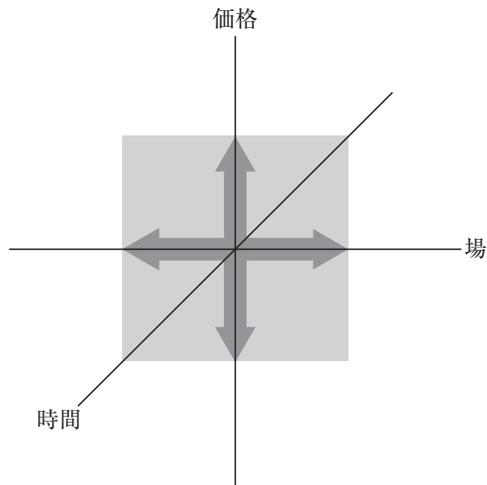
6) 防衛庁調本事件（牧・六車・西川（2016）参照）においても一物一価が問題となっていた。

図3 経済学の市場と現実の市場

(a) 経済学の市場：一物一価（収束）



(b) 現実の市場（分布）



家計調査や小売物価統計をみると地域差指数が報告されている。そして東京と大阪では灯油の小売価格が違うのである。このような現象をもたらす要因は、理論が想定する市場は価格と場について収束した1点と考えているが、現実の取引は価格と場に関して広がりを持った空間で行われる。空間の存在は輸送費の違い、輸送にかかる人件費や取引費用等その他関連費の相違が要因となり、それが一定の分布を持って小売価格に散らばりをもたらしているのである。これを図示したのが図3である。

今回の事件に関係する灯油の小売価格は地域ごとに小売価格が相違して、全国で一律ではない。このことは後述する計量経済モデルを特定化する際にも注意を要する。具体的な取り扱いとして

は、元売業者と消費者を結ぶ流通経路に卸売市場と小売市場が存在するが、それをどのように統計的に処理をするかである。計量経済分析では、これらさまざまな要因を一つの確率変数とし、それを確率分布で表現する。

この問題に入る前に、経済学で一物一価が重要である理由を述べよう。経済学では市場を通じた取引によって成立する一物一価の均衡を市場分析の基本とする。経済学は市場の性質を分析する学問であり、競争的な市場経済が効率的な資源配分を成り立たせ、消費者にとって最大の満足をもたらすということを証明する学問だからである。それは厚生経済学の第1定理と第2定理であるが、これを証明する道具として競争市場が設定される。そして経済学で使われる市場は日常的な意味での市場とは別の概念である。

競争的市場の典型として完全競争市場がある。完全競争市場の仮定は(1)市場で取引される財は同質である。(2)市場には多数の小規模な需要者と供給者が参加している。(3)市場における価格、財の性質、各主体の行動についての情報は、完全に市場参加者に行き渡っている。(4)市場には誰でも自由に参入し、退出することができる(井原・牧・桜本・辻村(2008), 79頁参照)。また少し抽象的な仮定のおき方として各経済主体は、経済全体の大きさに比べて十分に小さく、そのため各主体の需要、供給行動は、財・サービスの市場価格に対してそれと認められるほどの影響をもたない。また、産業間の資源の流入入に対する障害は存在せず、利潤を得る機会各主体に平等に与えられている。さらに、市場で成立する価格は、すべての経済主体が敏速かつ無料で知りうる「公共情報」(public information)である(奥野・鈴木(1985), 21頁参照)。このような完全競争の仮定の下で、市場を通じた「一物一価」の市場均衡が成立する。

市場の典型はワルラスが仮定した市場である。そこでは、市場に参加する個々の需要者と供給者の総意を市場需要と市場供給として形成することが必要で、そのために市場には仲買人あるいは競売人(一般的に auctioneer という。)の存在が必要である。現実の生鮮野菜や鮮魚市場での仲買人、証券市場や外国為替市場でのディーラーなど、需要者と供給者の総意をとりつぐ役割が必要となる。一物一価の均衡に至るワルラスの模索過程では、仲買人が個別の需要者と個別の供給者それぞれ全員にある価格を提示する。各需要者と各供給者がそれぞれ個々の需要スケジュールと供給スケジュールにしたがって、その価格で購入したい数量と販売したい数量を仲買人に申告する。仲買人は需要量の合計と供給量の合計を計算し、それを市場参加者全員に報告する。総需要量と総供給量が一致しなければ、取引は不成立であると宣言する。今、総需要量が総供給量よりも大きい場合は「超過需要が発生している」といい、購入したい量が販売したい量より大きいから、価格は上がる方向になる。また逆の場合で「超過供給が発生している」ときは、価格が下がる方向にある。そこで、仲買人は超過需要か超過供給かを見きわめて、再度別の価格を全参加者に提示する。そのような再提示のプロセスを総需要量と総供給量が一致するまで続けるのである。最終的に市場需要量と市場供給量が一致したときに取引が成立し、その時の価格が市場価格(均衡価格)となる。そこでは「一物一価」が成立する。

表1 灯油1kl当り小売価格の標準偏差とレンジ(最大値-最小値)

	(単位:円)	
	標準偏差	レンジ
1972年(昭和47年)12月	1238	6666
1973年(昭和48年)1月	1282	6666
1973年(昭和48年)2月	1146	6000
1973年(昭和48年)3月	1072	5777
1973年(昭和48年)4月	1129	6055
1973年(昭和48年)5月	1139	5333
1973年(昭和48年)6月	1107	5555
1973年(昭和48年)7月	1563	9722
1973年(昭和48年)8月	1602	9722
1973年(昭和48年)9月	1574	9722
1973年(昭和48年)10月	1339	7666
1973年(昭和48年)11月	1153	5555
1973年(昭和48年)12月	957	4722
1974年(昭和49年)1月	928	3722
1974年(昭和49年)2月	530	2333
1974年(昭和49年)3月	631	2333
1974年(昭和49年)4月	637	3055
1974年(昭和49年)5月	776	4888
1974年(昭和49年)6月	3752	16944
1974年(昭和49年)7月	2198	15000
1974年(昭和49年)8月	1558	8888

4.2 消費者の購入する灯油の小売価格は全国で「一物一価」ではない

現実の灯油価格について、総理府統計局(現在は総務省統計局)で作られた『全国66都市小売物価統計調査20年報(昭和36年から昭和55年)』により、小売価格の地域差をみることができる。この調査は主要66都市の月別の品目別小売価格を調査した統計であり、66都市には札幌市、仙台市、水戸市、東京都、名古屋市等の都市が含まれており、各都市の灯油18リットル当りの月別小売価格を調査している。ただし今回の分析では観測単位を18リットル当りではなく1キロリットル当りとした。また昭和49年6月の東大阪市のデータが欠損値であり、東大阪市は除外した。さらに、鶴岡灯油事件の現場である鶴岡市は月別調査の報告がなく、そのために、統計分析では山形市を鶴岡市の代替市とした。

価格カルテルが最初に行われたとする昭和48年1月の直前の月である昭和47年12月以降昭和49年8月までの21か月の全国65都市(東大阪市は除く)における灯油価格の変動を示したものが表1である。このように、小売価格は地域ごとに差がある。例えば、昭和47年12月の東京都の小売価格は1キロリットル当り20889円であるが、山形市では15444円であり、全国平均は18689円となっている。そして最大値は21833円(宮崎市)、最小値は15167円(秋田市)と6666円の差がある。

一方、月別に各都市を最高価格から最低価格までの順序で並べてみると、当該都市の価格が他の都市と比較して相対的に高い月もあり低い月もあり、必ずしもその順位は固定されていない

図4 小売価格（山形市，全国平均，最大値，最小値）

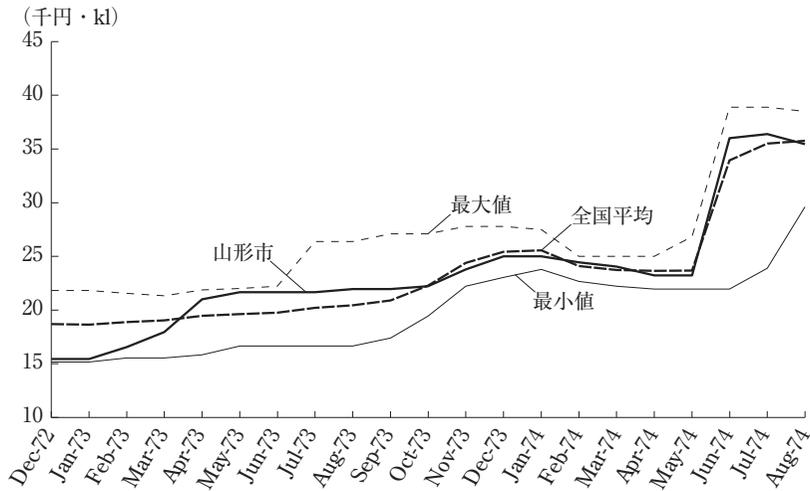
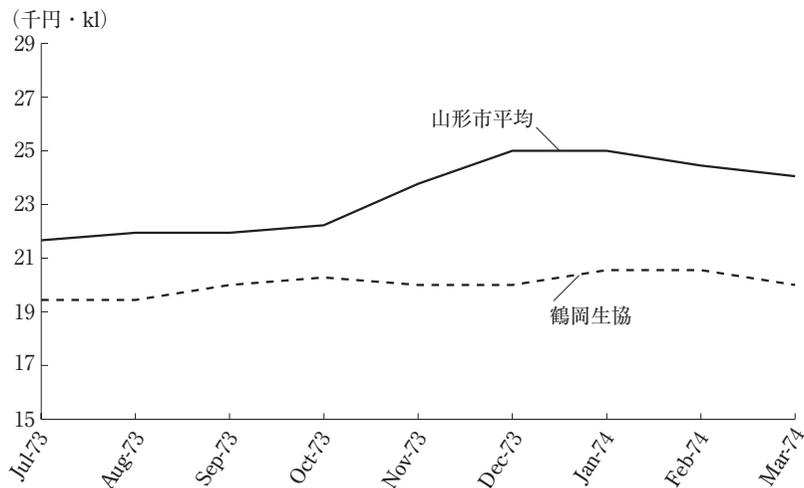


図5 灯油価格：山形市平均と鶴岡生協価格



ことがわかる。地域格差について山形市，全国平均，最大値，最小値を図示したのが図4である。

山形市と裁判記録に示されている鶴岡生協の灯油価格が図5に示されているが，この図から鶴岡生協の灯油価格は『小売物価統計』に報告された山形市の灯油価格（山形市の小売価格に関しても当然価格分布が存在している）と比較して安い小売価格であったことがわかる。この理由は後出の図6にも示したように，鶴岡生協が卸売業者から一括購入という形のまとめ買い契約をしたことにより，卸売業者が値引きをした結果であろう。

このような観測事実から，全国の平均値として経済統計に示される小売価格は，当該商品の「相場」，「値ごろ価格」あるいは「目安価格」であることがわかる。つまり，「大体これくらいの

価格で取引されるだろう」という価格で、平均値を中心にして値幅をもつのである。そこで「現実の取引は相対取引である」ということと「市場で成立する価格は現実的には平均値の回りで幅をもっている」ということを認めると、経済学のロジックを使いながら統計的な結論を得るためには、決定論ではなく確率論的なロジックを考慮する必要があることになる。このようにして「市場」が介在する場合には、もはや決定論的な思考方法だけでは無理がでてくる。

さらに、計量経済モデルを組む前提として、「価格は確率変数である」という以外に以下の3点に注目する必要がある。第1点は、協定の実施以後消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因の変動があるときには、想定購入価格をどのように計算するかということ。第2点は価格協定に基づく石油製品の元売仕切価格の引上げが、その卸売価格への転嫁を経て、最終の消費段階における現実の小売価格の上昇をもたらしたという因果関係が存在していることを示すこと。第3点は、当該価格協定が実施されなかったとすれば、現実の小売価格よりも安い小売価格が形成されていたといえること、これらをどのように計量モデルに組み込むかということである。

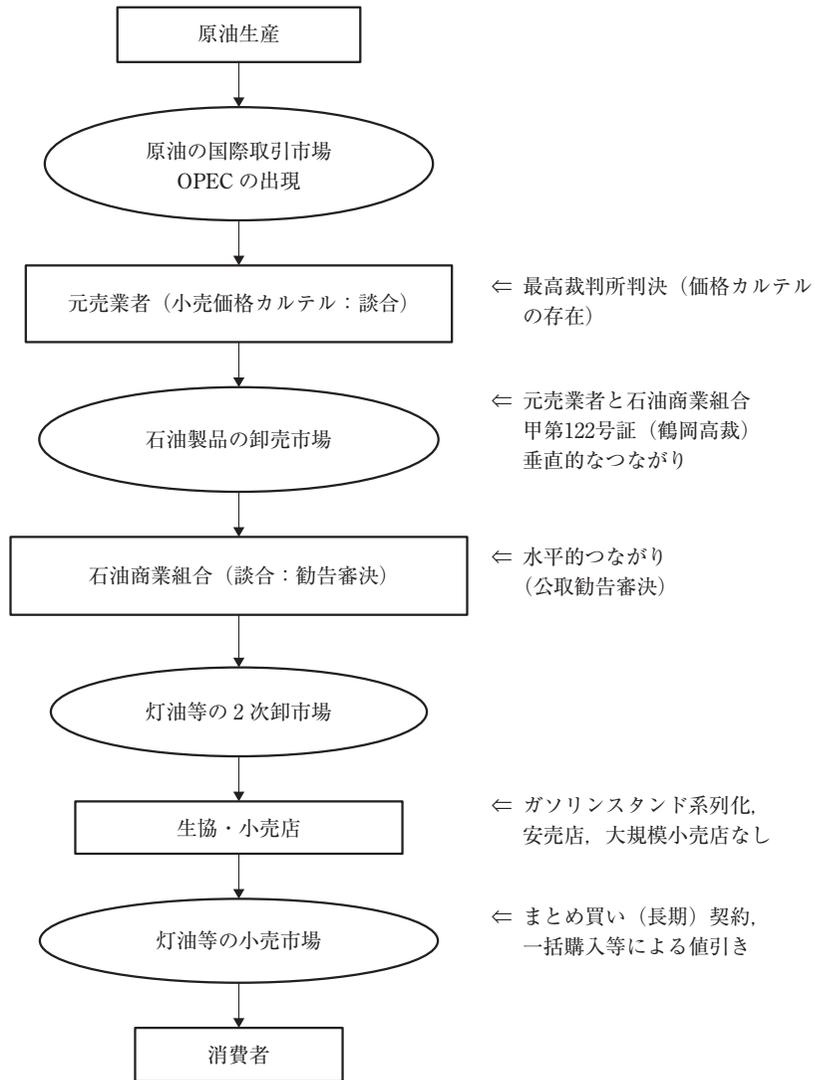
第1点については、小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因の変動があるときには、想定購入価格は「直前価格」ではなく、次の4.3節で説明する経済的要因を含んだ計量経済モデルから導出される理論価格を使うことである。第2点は、計量経済モデルに含まれる係数の有意性を検定することによって確認できる。また、最後の第3点は、仮に当該価格協定が実施されなかったとすればという条件を課した計量経済モデルを推定することになる。

4.3 計量経済モデルの推定

市場が介在する場合には元売業者のカルテル行為が消費者の灯油購入価格に影響したという因果関係を直接的に書類等の証拠に基づいて証明することは困難である。元売業者が価格カルテルを結んだ際に「卸売価格と小売価格はカルテルを組んだ直前の価格にそれぞれ何円値上げする」というような書類を作成し、それが現存し、また元売業者、卸売業者、小売業者の間でも同種の契約を双方が交わした書類が存在していれば、その書類が直接的な証拠となりうる。しかし元売業者が寄り合ってカルテル価格を決める際には、このような証拠は残さないのが普通である。そこで、公正取引委員会は職権で捜査を行うことになる。しかし原告である消費者が独自の調査によってこれらの資料を集めるということは不可能に近く、原告が立証責任に使う材料としては経済統計や公的機関からの情報提供、情報公開に頼らざるをえない。それらの情報をベースにして計量経済モデルを構築し、モデルを推定することによって、カルテル価格協定がなかったという環境をモデルの中で設定する必要がある。

ここで具体的に灯油が生産され消費者の手に渡るまでの経過を検討する。そして、裁判で明らかにされた事実を付加してみる。それは図6に示されているが、灯油の原料である原油は主に中東で産出され、原油の国際取引市場で売買が行われる。特に今回の灯油事件はOPEC諸国が原油価格カルテルを組んだことが発端である。原油の国際取引市場で購入した元売業者は原油精製工場において原油を分溜し、それらはいくつかの石油製品であるガソリン、軽油、灯油、重油な

図6 原油生産から消費者までの経路



どになる。

ここに、元売業者から1次卸である各地域に存在する石油商業組合に価格に関する指令が鶴岡灯油事件甲第122号証（成立の争いのない証拠）として存在する。このことは、元売業者から1次卸である石油商業組合に価格値上げを指示したという事実があることを示す。つまり元売業者と石油商業組合を結ぶ卸売市場にも元売業者の意向が反映していたのである。さらに石油商業組合のメンバーである卸売業者の間で卸売価格を協定したとする公正取引委員会からのいくつかの勧告があり、勧告審決もされている。今回の事件との関連として東京都及び山形県各地の石油商業組合に対してだされた勧告の例を挙げると、昭和45年（勸）14号（八王子支部）、昭和45年（勸）

15号（南多摩支部）、昭和45年（勸）16号（町田支部）、昭和46年（勸）8号（山形支部）、昭和46年（勸）29号（練馬支部）、昭和46年（勸）28号（第4方面連絡協議会）、昭和48年（勸）30号（杉並支部）、昭和48年（勸）44号（鶴岡支部）などがある。このことは、各地の石油商業組合においても卸売市場の中で価格協定を結んでいたということである。

次の小売市場に販売者として登場する生協あるいは小売店を考えると、小売店には灯油の「安売店」や「大規模小売店」はなく、小売店が卸売業者である石油商業組合に対して価格支配力をもつほどの交渉力はない。また、ガソリンスタンドでも灯油を販売するが、元売業者の系列店として存在しているから、元売業者からの直接的な指令がだされている。このようにして、勧告審決は同意審決や審判審決と比較して法的拘束力が弱いといわれるが、元売業者のカルテル価格協定が小売価格にまで影響していたという事実は動かしようがないだろう。またこの事実は計量経済モデルに含まれる係数の有意性検定によっても確認⁷⁾できる。

市場行動は価格をシグナルとして変化する。今回の計量経済モデルの基本モデルは

$$\text{現実の小売価格} = \text{真の小売価格} + \text{確率的攪乱項}$$

である。式で書くと

$$y_t = y_t^* + u_t$$

ここで y_t は現実の小売価格、 y_t^* は真の小売価格、 u_t は確率的攪乱項で、平均0、分散 σ^2 で分布する。確率的攪乱項の内容は輸送条件、取引費用、契約条項等さまざまな要因を含んでいる。そして、 y_t^* は

$$y_t^* = f(\text{先決変数のセット})$$

と特定化する。このような基本モデルに妥当する計量経済モデルは自己回帰（Autoregression; AR）モデルである。今回の分析では小売価格だけではなく卸売価格も同時に特定化したベクトル自己回帰モデル（Vector Autoregression; VAR）を計量経済モデルとして採用した。VARモデルの一般形を提示すると、

$$Y_t = B_1 Y_{t-1} + B_2 Y_{t-2} + \dots + G X_t + E_t$$

ここで Y_t は内生変数の n 次ベクトル、 B は $n \times n$ の係数行列、 G は $n \times m$ の係数行列、 X_t は外生変数の m 次ベクトル、 E_t は攪乱項 n 次ベクトルである。そして基本モデルの確立的攪乱項はこの E_t に対応している。 Y_t を構成する変数は灯油の卸売価格（pw）と山形市の小売価格（pr）であり、 X_t は前期の原油輸入価格（po）を使った。本来は鶴岡市の月別灯油小売価格のデータを使

7) 経済分析では事実を基礎にモデルを組み立てる。当然事実の取捨選択は分析者の基準で行われるが、ここでは観察された事実を尊重する。しかし、事実だけを理由に犯罪が行われた、あるいは損害賠償責任が発生するというわけではない。事実に基づいて、法律に照らし、元売業者の行った事実が犯罪行為に当たるのか、あるいは損害賠償責任があるのかは別の側面である法律上の問題である。

図7 灯油販売量の季節変動パターン

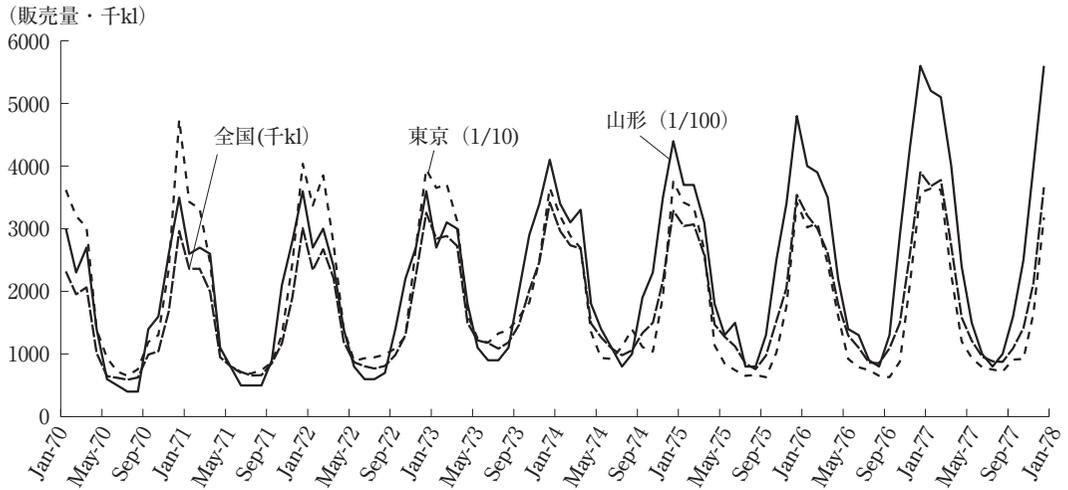
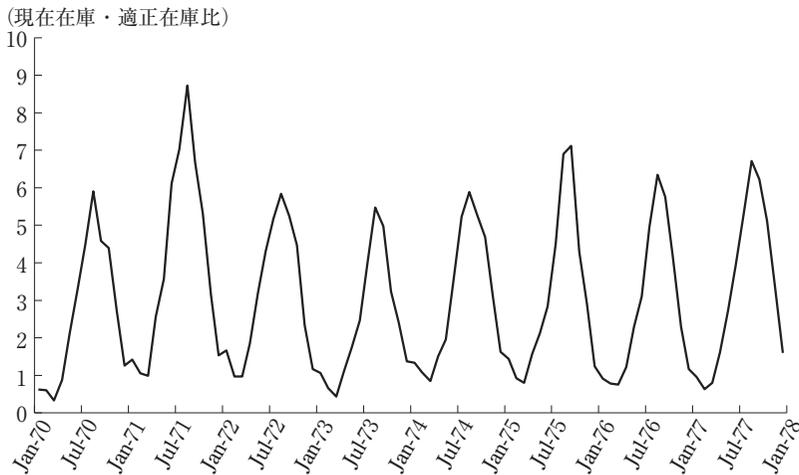


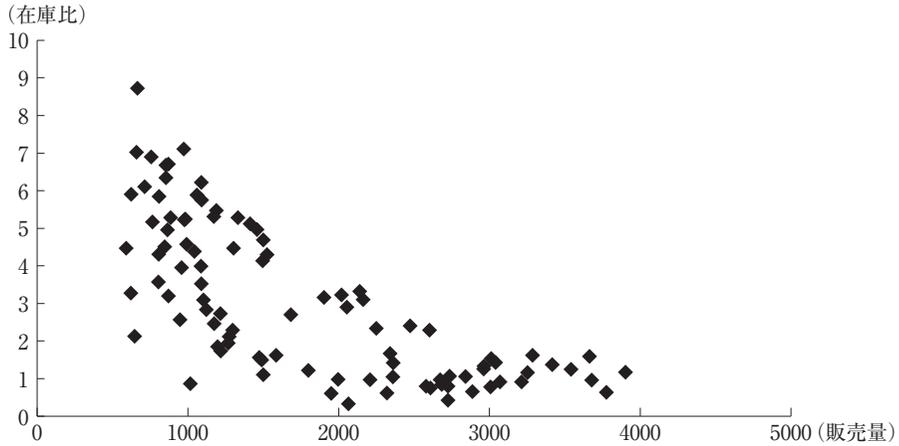
図8 灯油在庫



用したかったが、前述のように鶴岡市の月次データが公表されておらず、公表されている山形市を代替都市とし、山形市の灯油小売価格系列をモデルの推定に使用した。

通常、内生変数のリストには価格以外に数量を入れるが、灯油の月別の販売数量をみると、図7に示すように、きれいなサイクルを描く。一方で、小売価格の月別変動は小さい(図1を参照)。このことから、生産者は月別の灯油生産量を調整しているのではなく在庫量を調整することによって小売価格の変動を抑えていることがわかる。これは図7から図9に示した灯油販売量の季節変動パターン(全国、東京都、山形市)、灯油在庫比(全国)、灯油販売量と灯油の在庫比の相関をみることにより明らかである。価格を安定的に維持するために在庫量の増減で調整すると

図9 全国の灯油販売量と灯油在庫比の相関



いう灯油販売の性質から、今回の分析では数量をVARに導入しなかった。

また、データは月別データを使い、観測期間は昭和45年（1970年）1月から昭和54年（1979年）12月までとした。昭和54-55年は第2次オイルショックが勃発したことにより、ここを終点とした。また、昭和49年4月以降石油製品価格が新価格体系に移行し、特に昭和49年6月からは灯油の価格体系がドラスティックに変化した。そこで、昭和49年6月を境とする0と1のダミー変数(dum)を導入した。また昭和49年6月を境として、原油輸入価格の係数が変化するという係数ダミー(dumpo)も導入した。ただし高等裁判所判決にある「元売業者の価格協定によって灯油の小売価格に影響があったのは昭和48年10月である」という点については、計量経済モデルの中ではなんの処理もしなかった。つまり価格協定の影響はないと特定化している。したがってこの条件の下で推定した今回の計量経済モデルから協定がなかった場合の想定購入価格が計算される。

推定結果を以下に示している。VARモデルにおける最適なラグ数の選択基準にはベイズ情報基準(BIC)を採用し、1期のラグを選択することが最適であった。

$$\begin{aligned}
 pw &= -25.4376 + 1.09683pw(-1) - .069571pr(-1) + 10271.4dum \\
 &\quad (.06) \quad (28.14) \quad (2.50) \quad (18.47) \\
 &\quad [.952] \quad [.000] \quad [.014] \quad [.000] \\
 &+ .036150po - .498889dumpo \\
 &\quad (4.13) \quad (15.40) \\
 &\quad [.000] \quad [.000] \\
 \\
 pr &= -743.616 + .306400pw(-1) + .838646pr(-1) + 12054.1dum \\
 &\quad (.92) \quad (4.13) \quad (15.87) \quad (11.39) \\
 &\quad [.359] \quad [.000] \quad [.000] \quad [.000] \\
 &+ .00512072po - .653232dumpo \\
 &\quad (.12) \quad (10.59) \\
 &\quad [.901] \quad [.000]
 \end{aligned}$$

図10 VARモデル：卸売価格

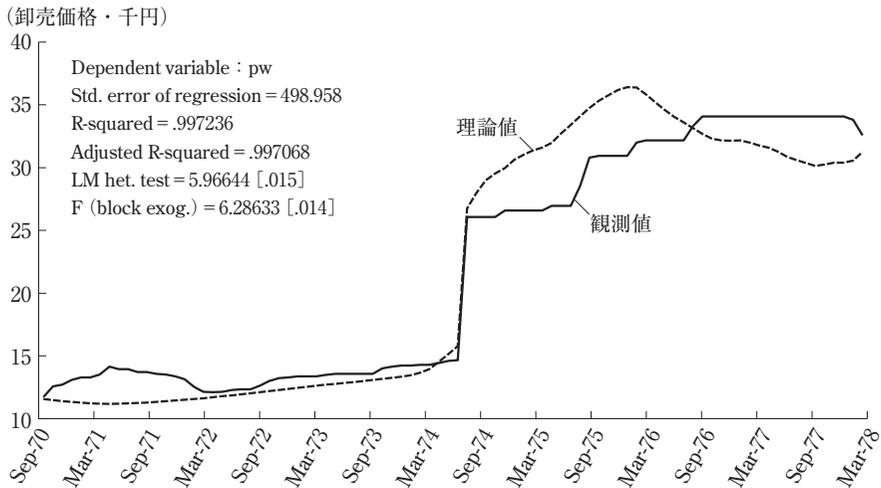
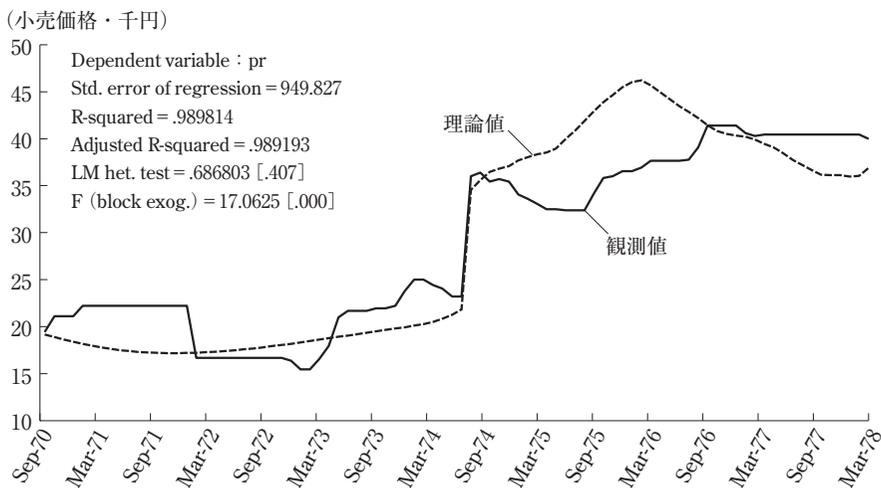


図11 VARモデル：小売価格



ここで各係数の下に表示されている () 内の数字は t 値, [] 内の数字は P 値である。小売価格方程式をみると, $pw(-1)$ の係数の t 値は 4.13 で有意である。このことはグレンジャーの意味で卸売価格と小売価格に因果関係があることを示している。また, 予備的な検討として各時系列について Dickey-Fuller テストを行ったが, 昭和 49 年 6 月を境にして時系列の性格に変化があることがわかり, 原油輸入価格の係数が変化するという係数ダミーを導入した。推定結果からその効果もみられる。

また卸売価格の観測値と理論値を図10に示し, 小売価格の観測値と理論値を図11に示している。そしてそれぞれの統計量を図の中に示した。

図12 卸売価格、理論値と理論値の信頼区間（±2（標準誤差））

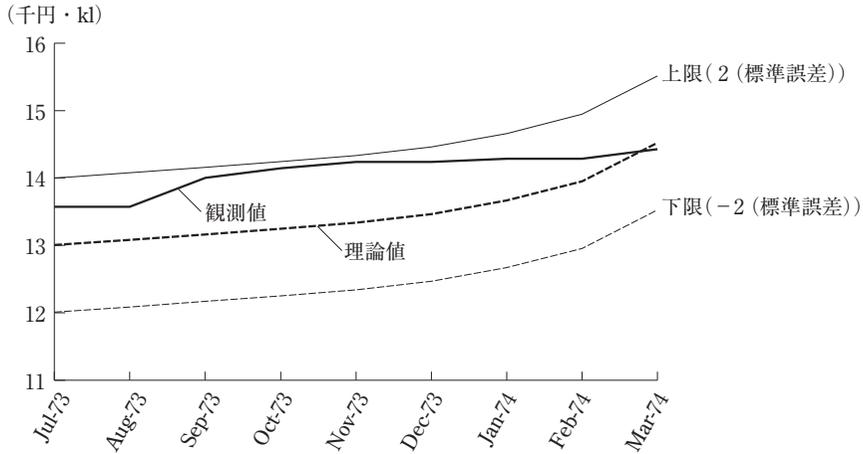


図11に示されている方程式の標準誤差は949であるが、この数字は表1に示された標準偏差とほぼ同じ大きさであり、基本モデルとの整合性が確認できる。また、図10に示される卸売価格の標準誤差は498であり、小売価格のそれと比較し半分である。このことは卸売市場への参加者がプロフェッショナルであり、市場の状況を消費者より熟知していることを示し、その結果、卸売価格の変動は小売価格よりも小さいだろうという予想と整合的である。

卸売価格について、VARモデルの理論値と観測値及び理論値に関する±2（標準誤差）の領域を図12に示している。⁸⁾

この図から観測値は上記図10と図11の中のStd. error of regressionを利用して作成した±2（標準誤差）の信頼区間に入っており、また観測値が理論値より高いこともわかる。このことは、卸売市場を考えると、確かに元売業者の間でカルテル価格協定があったが、卸売価格に散らばりがあることを考慮すれば、灯油卸売価格の観測値が±2（標準誤差）の信頼区間に入っており、卸売市場で取引された灯油の卸売価格が必ずしも異常に高く設定されていたというわけではないことになる。

同様に、小売価格についてVARモデルの理論値と観測値及び理論値に関する±2（標準誤差）の領域を図13に示している。

この図をみると、消費者が実際に鶴岡生協で購入した小売価格の観測値が±2（標準誤差）の信頼区間に入っている。また、最終月である昭和49年3月には鶴岡生協の小売価格が理論値よりかなり低いが、灯油小売価格の観測値はVARの理論値より若干高いか同レベルであることがわ

8) ±2（標準誤差）は理論値の上方信頼限界と下方信頼限界を示す値としてよく利用される。正規分布では±1.96（標準誤差）が95%信頼区間の上限と下限になり±2.57（標準誤差）が99%信頼区間の上限と下限になる。

図13 鶴岡生協小売価格、理論値と理論値の信頼区間（±2（標準誤差））

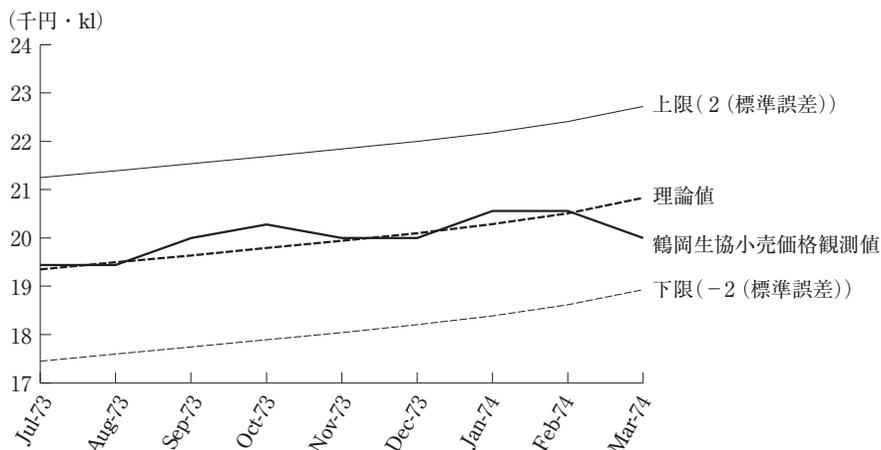


表2 鶴岡生協小売価格の観測値と計量経済モデルで得られた理論値の間の差額

	円 / 1 キロリットル	円 / 18リットル
1973年（昭和48年）7月	95円	2円
1973年（昭和48年）8月	-51	-1
1973年（昭和48年）9月	359	6
1973年（昭和48年）10月	487	9
1973年（昭和48年）11月	59	1
1973年（昭和48年）12月	-101	-2
1974年（昭和49年）1月	270	5
1974年（昭和49年）2月	43	1
1974年（昭和49年）3月	-828	-14

かる。このことは、確かにカルテル価格協定が元売業者の間であったが、鶴岡生協の灯油小売価格の観測値が±2（標準誤差）の信頼区間に入っており、小売市場における小売価格の散らばりを考慮すると、必ずしも異常に高い小売価格が設定されていたというわけではないことになる。

消費者の損害賠償金額を計算するために、1973年（昭和48年）7月から1974年（昭和49年）3月までの期間において消費者が実際に鶴岡生協で購入した価格と計量経済モデルから計算される理論値との差を表2にまとめた。

図13で示された信頼区間と表2で示された計量経済モデルから計算された18リットル当りの損害賠償額の大きさを勘案した結果を評価してみよう。灯油小売市場における消費者と小売業者の取引では、統計的攪乱項の分布上で何か別の要因がたまたま発生すれば観測値が理論値よりも小さくなる可能性もあるということも含め、統計学上では両者の差は「誤差の範囲」ということになろう。また、仮に計量経済モデルの結果に応じて裁判所が消費者の損害賠償を認定したとしても、その額は高等裁判所で認定した額と比較して少額になる。したがって卸売市場と小売市場が介在した今回の事件では、消費者が元売業者に対して損害賠償請求を認めるだけの積極的な要素

がみつからなかったということになる。今回、計量経済モデルを利用した分析によってえられた結論は、鶴岡灯油事件の最高裁判所判決と矛盾しないものであった。

5. おわりに

第1次オイルショック時、総務庁統計局で公表された消費者物価指数（CPI）の上昇率は年率30%であったが、実感として感じる消費者物価の上昇率はそれ以上の値ではないだろうかという多数の意見が国民、企業、政府関係者の間であった。当時はCPIに対する信頼感が大きく揺らいたのである。この点を明らかにするために、Maki（2005）で経済学理論から導かれる効用水準を基準にした「生計費指数」と総務庁統計局で公表された「消費者物価指数（CPI）」の間に乖離があるか否かについて実証分析を行った。結論として、（1）オイルショックという相対価格体系に大きな変化があった時期においても現実の消費者行動の変化は、経済理論に基づいた消費者行動理論によって十分説明できる、（2）総務庁統計局で公表されたCPIは生計費指数の動きと大きな乖離を示さなかった、ということを実証した。

消費者行動理論は、「消費者は市場価格を所与として行動する」という仮定の下で消費者行動を分析するが、観察された市場価格がカルテルによって形成された市場価格なのかそうではないのかについては問わない。しかし一方、第1次オイルショック時に公正取引委員会が石油連盟と石油製品元売業者に対して独占禁止法違反の告発を行い、さらに消費者から石油元売業者の価格協定に対して損害賠償請求をする事件があった。経済学の側面、特に消費者行動の実証分析という側面だけからみれば、オイルショックという大きな価格変化を伴う経済環境が変化する時期であっても、経済理論によって十分消費者行動を記述でき、CPIの動きも妥当であったことが確かめられ、それで政策的な意味もあった。しかし、観察された価格自体が法律の側面からみて違法であった場合、それが消費者（国民）にどのような不利益をもたらしたのか、またどのように政策あるいは法体系に改正を加えていく必要があるのかという点については、何もいえなかった。

社会科学に分類される経済学や法学に専門的に携わる人間には、これらの分野で得られた知見を現実の社会にどう役立てたらよいかという「専門家に課せられた社会的責任」がある。そのような観点から専門家の中で法律に問題があるのではないかといわれた石油製品の価格協定に関する損害賠償事件に対して、本論文において経済学の立場から計量経済モデルを構築し、一定の結論を得たということは専門家に課せられた社会的責任の一端を果たしたという点から意味がなかったわけではないだろうと考える。

第1次オイルショック時に石油元売業者のカルテル価格協定と石油製品価格高騰に伴う「便乗値上げ」が社会問題となっていた。当時日本では、昭和49年2月の卸売物価は対前年同月比で37%の上昇があった。日本銀行の報告では、国際比較をすると日本以外の先進国ではイタリアが最も高い22%であるが、その他の先進国では10%から21%の上昇率であったのである。この事実は便乗値上げの可能性を疑うものであった。そして1980年代から「内外価格差」という言葉で象徴されたように、日本は本質的に消費財の価格が他の先進国と比べ高い水準にあった（Maki

(1998) 参照)。しかし、バブルがはじけた1990年代以降は、逆に、「失われた20年」といわれ、日本経済は物価上昇率がゼロに近い水準で推移した。これには小売市場の状況が大きく変化している。それは小売市場において1980年代以降「価格破壊」といわれるように、価格競争が激化したことであった。日本経済から得られるこの教訓は、競争条件を整備することによって市場がより効率的になるということである。ここでいう「効率的になる」ということは、独禁法に違反したカルテル価格によってゆがみが生じた価格体系を是正することによって、経済厚生が上がるという意味である。

計量経済モデルについて、基本モデルは現実の小売価格が確率変数であり、それは真の小売価格と確率的攪乱項の和であるという設定をした。この設定は法律がまさに現実社会で起こった個人と企業の経済紛争を解決する体系であるということ踏まえると、現実に即した一般的であり常識的な特定化であった。Sims (1980) のセミナー論文は、マクロ経済学の分野で従来の主流な考え方であった「構造を安定的にとらえる」という共通認識に加え「経済予測の重要性」を再認識させ、VARモデルを提唱したが、今回の分析ではミクロ経済学の分野にもVARモデルの利用が可能であったという点で興味深い。さらなる実証分析の蓄積が望まれる。

アメリカ合衆国においては判例を経済理論で分析した成果は「法と経済」の分野で多数存在し、大きな貢献をしている。しかし判例を計量経済分析の手法で分析した例は多くはない。しかし、多様化する経済社会における紛争を解決するためには法学と経済学の共同作業が今後さらに必要性を高めるのではないだろうか。

参 考 文 献

(経済学では文献の最初と最後のページを記述するが、法学では最初のページだけを記述するという慣習がある。本論文ではそれぞれの分野の慣習を尊重した。)

淡路剛久 (1981) 「価格カルテルと消費者の損害」『ジュリスト』754号, 59頁。

淡路剛久 (1990) 「鶴岡灯油訴訟最高裁判決と損害賠償責任—最高裁第2小法廷平成元年12月8日判決—」『ジュリスト』953号, 42頁。

Baker, Jonathan B. and Daniel L. Rubinfeld (1999), "Empirical methods in antitrust litigation: Review and critique," *American Law and Economics*, vol 1, 386-435.

Finkelstein, Michael O. and Hans Levenbach (1983), "Estimates of damages in price-fixing cases," *Law and Contemporary Problems*, vol 46, 145-169.

Fisher, Franklin M. (1980), "Multiple regression in legal proceedings," *Columbia Law Review*, vol 80, 702-736.

舟田正之 (1981) 「鶴岡灯油訴訟 (損害賠償請求事件)」『公正取引』373号, 50頁。

本間重紀 (1990) 「鶴岡灯油訴訟最高裁判決の批判的検討—韓国審決認定事実の拘束力を中心に—」『法律時報』62巻4号, 56頁。

井原哲夫・牧厚志・桜本光・辻村和佑 (2008) 『経済学入門 (第2版)』日本評論社。

生駒賢治 (1990) 「独占禁止法に関する損害賠償請求制度の運用とその改善策」『NBL』453号, 34頁。

今村成和 (1990) 「石油カルテル・鶴岡灯油事件最高裁判決について—最高裁平成元年12月8日第二小法廷判決—」『ジュリスト』952号, 83頁。

伊藤真 (1990a) 「独占禁止法違反損害賠償訴訟—因果関係および損害額の立証 (上)—」『ジュリスト』963号, 54頁。

伊藤真 (1990b) 「独占禁止法違反損害賠償訴訟—因果関係および損害額の立証 (下)—」『ジュリスト』965号,

53頁。

- 金子晃 (1981) 「石油ヤミカルテル損害賠償請求事件東京高裁判決をめぐって」『公正取引』372号, 26頁。
- 金子晃 (1990) 「鶴岡灯油損害賠償事件最高裁判決をめぐって—事実上の推定力を中心に—」『公正取引』473号, 18頁。
- 川浜昇 (1991) 「独占禁止法の価格カルテルに対する一般消費者の損害賠償請求訴訟 (鶴岡灯油裁判上告審判決 (最二判元・12・8))」『私法判例リマックス』2号, 124頁。
- Lempert, Richard (1985), “Statistics in the courtroom: Building on Rubinfeld,” *Columbia Law Review*, vol 85, 1098–1116.
- Maki, Atsushi (1998), “How high consumer prices are in Japan!” *Japan and the World Economy*, vol 10, 173–183.
- Maki, Atsushi (2005), “The statistical price index as an approximation of the constant-utility price index: An empirical analysis using Japanese data sets,” *Journal of the Japanese and International Economies*, vol 19, 37–50.
- 牧厚志・六車明・西川理恵子 (2016) 「1000兆円の政府負債—経済学と最高裁判所判例からの考察—」『三田商学研究』59巻1号, 31–47頁。
- 宮本康昭 (1982) 「鶴岡灯油裁判の意義と問題点」『法律時報』57巻7号, 66頁。
- 宮本康昭 (1990) 「最高裁判決における事実認定過程の検討—控訴審判決と対比して—」『法律時報』62巻3号, 24頁。
- 根岸哲 (1981) 「石油カルテル消費者損害賠償請求事件—山形地裁判決—」『ジュリスト』741号, 94頁。
- 根岸哲 (1987) 「石油カルテル消費者訴訟最高裁判決—最一小判昭和62・7・2—」『ジュリスト』893号, 56頁。
- 根岸哲 (1990) 「鶴岡灯油カルテル消費者訴訟最高裁判決の手續論」『法律時報』62巻7号, 66頁。
- 布川勇二 (1981) 「民法709条に基づく消費者訴訟とその問題点」『公正取引』368号, 26頁。
- 奥野正寛・鈴木興太郎 (1985) 『ミクロ経済学 I』岩波書店。
- Rubinfeld, Daniel L. and Peter Steiner (1983), “Quantitative methods in antitrust litigation,” *Law and Contemporary Problems*, vol 46, 69–141.
- Rubinfeld, Daniel L. (1985), “Econometrics in the courtroom,” *Columbia Law Review*, vol 85, 1048–1097.
- 実方謙二 (1981) 「独禁法違反に対する損害賠償請求と相当因果関係」『公正取引』368号, 20頁。
- 実方謙二 (1982a) 「鶴岡灯油事件控訴審判決の意義 (上)」『公正取引』415号, 44頁。
- 実方謙二 (1982b) 「鶴岡灯油事件控訴審判決の意義 (下)」『公正取引』416号, 60頁。
- 実方謙二 (1982c) 「消費者訴訟と独占禁止法」『法律時報』57巻7号, 57頁。
- 実方謙二 (1987) 「東京灯油訴訟最高裁判決の検討」『法律時報』59巻12号, 79頁。
- 実方謙二・正田彬・平井宣雄・糸田省吾 (1990) 「(座談会) 独占禁止法違反行為を請求原因とする損害賠償請求訴訟—鶴岡灯油事件最高裁判決を契機として—」『公正取引』473号, 4頁。
- 実方謙二 (1990) 「鶴岡灯油訴訟最高裁判決の検討—損害論を中心に—」『法律時報』62巻3号, 18頁。
- 正田彬 (1979) 「価格カルテルによる被害と損害賠償」『ジュリスト』699号, 101頁。
- 正田彬 (1982a) 「灯油裁判の判決をめぐる問題点 (上)」『ジュリスト』775号, 107頁。
- 正田彬 (1982b) 「灯油裁判の判決をめぐる問題点 (下)」『ジュリスト』776号, 115頁。
- 正田彬 (1982c) 「鶴岡灯油裁判控訴審判決をめぐって」『ジュリスト』849号, 46頁。
- 正田彬 (1990) 「灯油裁判と最高裁」『法律時報』62巻3号, 6頁。
- 正田彬・中村紀伊・藤本斎・脇山淑子 (1990) 「消費者運動と裁判—鶴岡灯油訴訟にみる裁判の新しい形 (座談会)—」『法律時報』62巻3号, 32頁。
- Sims, Christopher A. (1980), “Macroeconomics and reality,” *Econometrica*, vol 48, 1–48.
- 谷原修身 (1990) 「鶴岡灯油損害賠償事件最高裁判決の問題点」『公正取引』473号, 26頁。
- 山部俊文 (1990) 「不当な取引制限と一般消費者による損害賠償請求」『金融・商事判例』846号, 43頁。